

厚木市市税条例の一部改正について

1 条例改正の趣旨

地方税法及び所得税法の一部改正に伴い、公示送達制度の見直し及び寄附金税額控除の対象とする寄附金について適用関係の整理を行うことから、厚木市市税条例の一部を改正するほか、その他所要の措置を講ずるものです。

2 改正概要

(1) 公示送達制度の見直し

ア 背景

地方税法第20条の2（公示送達）が改正され、公示送達のデジタル化が進められたことから必要な改正を行うものです。

イ 改正内容

納税通知書や督促状などの市税に関する書類を納税義務者に送付する際、住所が不明な場合や海外に居住し送達が困難な場合に、新たに電子的な表示手段を導入し、公示送達のデジタル化公示事項を不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、従来の掲示場に掲示する方法も継続するものです。

ウ 施行時期

公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行します。

(2) 寄附金税額控除の対象とする寄附金の整理について

ア 背景

公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現することを目的に、公益信託制度の見直しが行われたことから必要な改正を行うものです。

イ 改正内容

個人住民税寄附金税額控除の対象を指定している規定（厚木市市税条例第13条の2）について、所得税法及び地方税法の一部改正並びに公益信託に関する法律の公布に伴い、引用する法律の条項が変更となるため改正を行うものです。

ウ 施行時期

令和9年1月1日

3 その他

(1) 市民参加条例について

厚木市市民参加条例（平成 24 年厚木市条例第 1 号）第 6 条第 7 項第 3 号に該当するものとして、省略します。

(2) 周知方法について

市ホームページに掲示します。